

2020年10月8日

財務大臣 麻生 太郎 殿

公務労組連絡会
議長 桜井 眞吾

公務員賃金等に関する要求書

人事院は10月7日、一時金の改定などを内容とした勧告・報告を内閣と国会に対しておこないました。

勧告は、私たちの生活と労働実態からすれば非常に不満な内容となっています。貴職が景気回復や地域経済の活性化をすすめていくというのであれば、すべての労働者が生活改善できる賃上げが不可欠です。770万人の労働者に直接影響する国家公務員賃金の社会的影響力をふまえ、政府が率先して公務員の大幅賃上げをおこない、社会全体へと波及させていくことが求められています。

非常勤職員は、民間労働者に適用されている無期転換権もなく、期間業務職員は3年たてば機械的に公募にかけられるため、その都度雇用不安にさらされています。地方自治体の会計年度任用職員も同様であり、均等待遇にはほど遠い状況です。公務・公共サービスを維持・向上させていくためにも、非常勤職員の雇用の安定と均等待遇を実現することを求めます。

雇用と年金の確実な接続は、公務・公共サービスを充実させるうえでも重要な課題です。しかし、定年延長の法案の行方は定まっていません。速やかに法案を国会に提出すべきです。

以上をふまえ、給与関係閣僚会議において、貴職が下記要求にそって公務労働者の賃金・労働条件の改善に力を尽くすよう求めます。

記

- 1、公務員賃金の持つ社会的影響力をふまえるとともに、職員の働きがいや仕事に対する意欲を高めるため、初任給をはじめ公務労働者の賃金・労働条件を積極的に改善すること。
- 2、臨時・非常勤職員の雇用の安定と賃金・労働条件改善で均等待遇を実現すること。
- 3、雇用と年金の確実な接続をはかるため、賃下げのない定年延長を早期に実現すること。当面、フルタイム再任用の定員は別枠とするとともに、希望者全員の再任用を保障すること。また、再任用職員の賃金・諸手当は、年金支給開始までの生活を維持するにふさわしく改善すること。
- 4、これらの事項を実現するために必要な予算を措置すること。
- 5、地方自治体、独立行政法人等の賃金決定に不当な介入・干渉をおこなわないこと。
- 6、労働基本権の全面回復など憲法とILO勧告に沿った民主的公務員制度を確立すること。

以上